

2026年度整備

小規模保育事業所

募集要項

町田市 子ども生活部 子育て推進課

1. 趣旨

町田市では、「第3期町田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「計画」という。）に基づき、保育提供体制を確保しています。2026年4月入所の申込者数が大幅に増加したことを受けて2027年4月開所の小規模保育事業所1園を公募し、事業者の選定を行います。なお、事業の実施につきましては、現在修正中の計画の確定及び2026年第2回町田市議会定例会においての6月補正予算の承認を条件といたします。

2. 募集する施設

(1) 事業内容

賃貸物件を活用した、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業所A型の整備

(2) 定員

1歳児および2歳児を対象とし、定員構成は以下を原則とします。

1歳児	2歳児	合計
9名	10名	19名

※卒園後の受け入れ先確保は必須となります。詳細は、4(1)エをご覧ください。

(3) 開所時期

2027年4月1日

(4) 募集地域

以下で示す地域において、1園募集します。

東急田園都市線南町田グランベリーパーク駅から概ね徒歩15分

※別紙1の地図をご覧ください。

(5) 施設整備にかかる補助制度について

別紙2参照

(6) 開設後 賃借料補助について

別紙3参照

3. 応募資格

(1) 運営主体

運営主体は次のいずれかに該当するものとします。

- ア 社会福祉法人
- イ 学校法人
- ウ 児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準を満たす法人格を有する者

(2) 運営実績

2026年4月1日時点で、次のいずれかの運営実績を満たしていることとします。

- ア 東京都又は神奈川県において、認可保育所を1年以上運営している。
- イ 東京都又は神奈川県において、認定こども園を1年以上運営している。
- ウ 東京都又は神奈川県において、小規模保育事業所を1年以上運営している。

(3) 財務内容

財務状況は、運営する保育事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容が適正であり、次のいずれにも該当しないこととします。

- ア 直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上している。
- イ 直近の会計年度において、債務超過になっている。

(4) 指導検査等

運営主体及び運営している施設において、過去3年間（2023・2024・2025年度）に実施された所管庁の監査、指導検査等において、文書指摘を受けていないこととします。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様に取り扱います。

(5) 欠格事由

応募事業者またはその役員が次のいずれにも該当しないこととします。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するもの（地方公共団体の一般競争入札の参加者資格に抵触するもの）
- イ 住民税又は法人税、固定資産税、都市計画税、所得税、消費税等を滞納しているもの
- ウ 破産法又は民事再生法、会社更生法の適用を受けているもの又は受けよ

うとしているもの

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行うもの
- オ 電子交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しないもの
- カ 申請日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出したもの
- キ 町田市工事請負契約指名競争入札参加者指名基準に規定する指名の制限に該当するもの

※なお、必要に応じ関係機関へ、資格審査のための照会をすることがあります。

（6）その他

応募事業者またはその役員が次の事項を満たすこととします。

- ア 社会福祉事業に関する知識、経験、意欲があり、小規模保育事業所の運営を適切に行うことができる。
- イ 小規模保育事業を行うために必要な経済的基礎があり、将来において安定した運営が見込める。
- ウ 小規模保育事業を行う者（経営に携わる役員）が社会的信望を有する。
- エ 施設を利用する保護者や地域との信頼関係を築き、様々なニーズにきめ細かく応えることができる。
- オ 本要項にて提示する条件を厳守できる。
- カ 関係法令等を熟知し、遵守できる。
- キ（1）～（6）に定めるほか、不相当と認められるものでないこと。

4. 募集する小規模保育事業所の要件等

（1）運営の条件

ア 保育実施日

原則として、月曜日から土曜日までとします。

休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（1月29日から1月3日まで）とします。

イ 保育時間

最低11時間とし、延長保育も認めます。

ウ 職員配置

町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（以下、「市

基準条例」という。) 第29条に規定する職員配置基準を満たすこととします。

また、原則として管理者を設置してください。(公定価格の条件を満たさない場合は、減算の対象となります。)

エ 連携施設

小規模かつ1歳児～2歳児までの事業であるため、①保育内容の支援、②卒園後の受け入れ先としての役割を担う保育所等の連携施設(市内の認可施設に限る)を設定することとします。

- ※ 選考会までに、連携施設の候補園と交渉し、内諾を得るようにしてください。
- ※ 実施事業者に決定した場合には、9月末までに正式に連携施設を確保し、連携施設と覚書を交わしていただきます。
- ※ 応募段階において連携施設が確保されている場合でも、施設状況や連携内容を市で確認の上、調整を行う場合があります。
- ※ ②については、卒園児全員分の確保が必要です。
- ※ 幼稚園を連携施設に設定する場合は、11時間開所を行っていることを条件とします。

連携施設との距離が離れている場合(目安:半径2km)は、保護者の送迎負担軽減策を示してください。具体的には、朝夕の送迎における通園先との中継場所となる送迎保育ステーション事業等の実施を想定しています。一時的に児童を預かるという性質上、面積基準等、保育所と同等の基準を満たすようにしてください。ただし、送迎負担軽減策については補助対象外となります。

オ 給食

原則として、自園で調理してください。

- ※ 市基準条例第16条に規定される条件を満たす場合、外部搬入も可能とします。

カ 賠償保険

事故等の発生による補償を行うことができるように、賠償責任保険に加入してください。

(2) 建物・設備の条件

- ア 開設時期に合わせて応募事業者自身が小規模保育事業所とする建物を確保できること。
- イ 市の施設検査までに建物に係る工事（備品の搬入を含む）が完了していること。
- ウ 市基準条例第28条に規定する設備基準を満たすこと。
- エ 火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に2箇所2方向の避難経路が確保されていること。
- オ 採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払うこと。
- カ 原則として1981年（昭和56年）以降の新耐震基準に基づき設計及び建築されたものであること。
- キ 関係法令に基づいたアスベスト対策を開所までに行うこと。
- ク 建築基準法による建築確認申請書・建築確認済証及び検査済証の交付を受けている建物であること。（検査済証が無い建築物については、建築当時の建築基準関係規定に適合していることが分かる書類を提出すること。）
- ケ 延床面積が200㎡を超える施設については、建築基準法に基づき建物を保育所用途とすること。建築基準法に基づく用途変更が必要のない規模であっても、保育所用途への適合を図ること。
- コ 「室内化学物質対策実施基準」測定結果が厚生労働省の定める指針値以下であること。
- サ 賃貸借契約は、原則として10年間とすること。
- シ 駐車場（障がい者用駐車場1台以上を含む）、駐輪場、ベビーカー置き場が原則確保されていること。
- ス 園庭（敷地内に園庭を設けられない場合は、条件を満たした代替園庭）が備わっていること。
- セ 保健衛生への配慮から、医務室または医務スペースを設けること。
- ソ 町田市福祉のまちづくり総合推進条例に適合すること。（事業者決定し、認可を行う際には協議済証および検査済証をご提出いただきます）

※ 施設整備費補助金を活用して小規模保育事業所の新規整備を行った後、建物等の耐用年数経過前に保育所を廃止又は建物を除去した場合、補助金の一部返還を求める可能性があります。

※ 以下の表<参考：保育所等の耐用年数（こども家庭庁告示第9号）>を参考にしてください。詳細については、厚生労働省ホームページ上「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」をご確認ください。

<参考：保育所等の耐用年数（こども家庭庁告示第9号）抜粋>

建物附属設備	電気設備	15年
	給排水又は衛生設備及びガス設備	15年
	冷暖房設備	13年
	消火、排煙又は災害報知設備等	8年
	家具・建具	10年

5. スケジュール

2026年5月19日	募集要項等公開
2026年5月19日～5月29日	質疑期間
2026年6月5日	質問事項への回答公開
2026年7月21日	申込締切
2026年8月中旬	選考会
2026年9月上旬	事業者の決定
2026年9月上旬～11月下旬	設計・入札準備・入札【事業者】
2026年12月～	工事期間【事業者】
2027年3月	認可検査・認可交付
2027年4月1日	開所

※スケジュールはあくまで予定であり、変更になる場合があります。

※着工後は、月1回工事の進捗を報告していただきます。

6. 事業予定者の選定について

(1) 選定方法

応募書類の選考を経て、2026年8月中旬にプロポーザル方式による選考を行い、事業者を選定する予定です。

(2) 選考基準項目

- ア 事業者の理念、計画性
- イ 運営の安定性、管理体制
- ウ 施設の利便性
- エ 保育の質、保育環境

(3) 選考結果

2026年9月上旬に選考結果を通知します。その後、町田市ホームページ上に掲載します。

※注意事項

- ア 応募事業者数にかかわらず、選考の結果、選定されない場合もあります。
- イ 虚偽の申請等が判明した場合は、決定が取り消される場合があります。
- ウ 期日までに提出された内容で審査します。

7. 応募書類の提出について

(1) 提出書類

別紙 『提出書類一覧表』のとおり。

※ 様式は町田市ホームページに掲載します。

掲載場所：

トップページ > 子育て・教育 > 子育てに関する事業者の方へ
> 2026年度 小規模保育事業者の募集について

(2) 提出期間

日にち 2026年5月19日(火)～2026年7月21日(火)まで
(土・日・祝日は除く。)

時間 9時～12時、13時～17時

場所 町田市役所 市庁舎2階 子育て推進課 整備係

提出方法 窓口(203)に直接持参 又は 郵送も可とします。

※提出方法、日時等を電話または電子メールにて、事前にご連絡
ください。

※郵送で提出される場合は、特定記録郵便等の配達記録の残る
方法で郵送してください。

(2026年7月21日(火) 必着)

送付先：〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22

※ 提出書類に不備があった場合は、締切までに出し直せば受付します。

締め切り後に不備が見つかった場合、修正等は認めません。内容によっ
ては、減点もしくは失格となる可能性があります。

(3) 提出方法

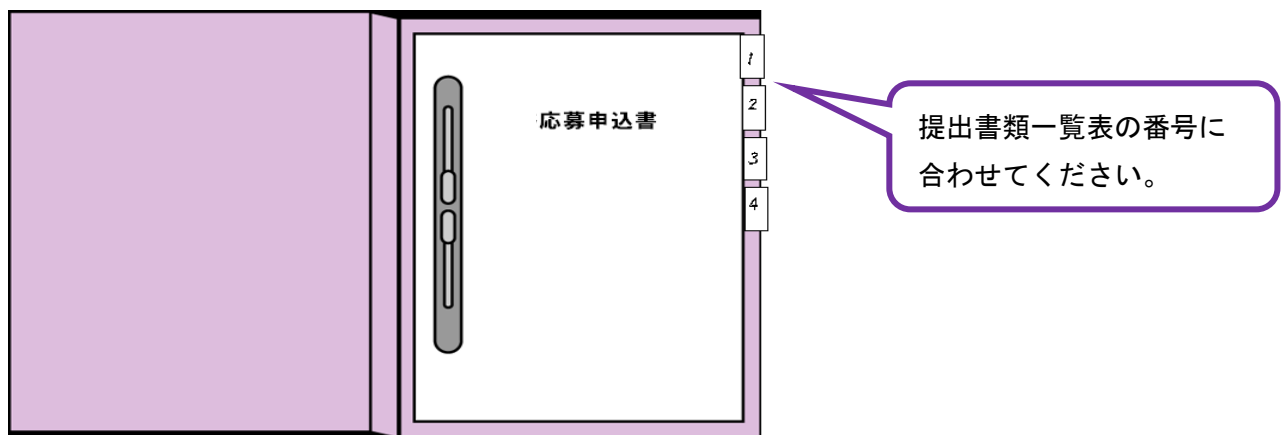
- ・ 正本1部及び副本1部の合計2部を紙ベースで提出すること。
- ・ 原本は正本に添付し、副本にはコピーを添付すること。
- ・ 副本は、法人や個人が特定できる部分をふせるよう加工すること。
- ・ 提出書類は、原則A4サイズとし、図面はA3サイズとすること。
- ・ 提出書類の種類ごとに表紙を作成し、インデックスをつけること。

- ・別紙『提出書類一覧表』にチェックを入れ、先頭に添付すること。
- ・A4サイズのフラットファイルに綴じること。
- ・正本及び副本の電子データを併せて下記に提出すること（Word、ExcelまたはPDF形式のみ）。
- ・提出先メールアドレス：mcity8300@city.machida.tokyo.jp

※ 応募書類は返却不可とします。

※ 応募にあたっての費用はすべて応募事業者の負担とします。

<製本例>



表紙及び背表紙に、『小規模保育事業所』
『施設名（仮称）』『事業者名』を記載してください。

8. 質疑について

(1) 質疑書の提出

本事業に関する質問事項は「質疑書」に記載の上、電子メールに添付し、『11. 担当部課』の電子メールアドレスに送信してください。

件名は、「小規模保育事業所質疑（法人名）」としてください。

質疑書の提出期限：2026年5月29日（金）17時

※「質疑書」は町田市ホームページに掲載します。

掲載場所：

トップページ > 子育て・教育 > 子育てに関する事業者の方へ
> 2026年度 小規模保育事業者の募集について

(2) 質疑の回答

提出された質疑書の質問事項への回答は、すべて取りまとめて、町田市ホームページに掲載します。

質疑書回答予定日：2026年6月5日（金）

9. 事業提案・実施等にあたっての留意事項

- ア 小規模保育事業所の整備及び運営にあたっては、近隣住民及び地域関係者（教育・保育施設、自治会等）に対して、応募段階及び事業者決定後等で、十分に説明（説明会を開催する等）を行い、理解を得るようにしてください。送迎・保育時の安全、騒音については、事業者の責任において、誠実に対応してください。
- イ 近隣住民及び地域関係者（教育・保育施設、自治会等）の理解が得られない等、何らかの理由において、2（3）で定める期日までに開所できない場合、補助金は支給されません。申請は取り下げさせていただきます。
- ウ 応募のために支出した費用等については、すべて応募事業者の負担となりますので、応募時点の不動産の売買、賃貸借契約、金融機関からの借入れ、建物の整備に係る設計業務への支出等については、慎重に判断してください。
- エ 賃貸借契約の内容協議や契約締結については、土地・建物所有者と事業者の責任において実施してください。本件に関して両者間でトラブルが発生したとしても、町田市はその一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。
- オ 工事業者の入札及び契約については、市と調整の上、行ってください。
- カ 工事全般にわたり、騒音、振動等環境対策に十分配慮し、事業者の責任において対策を講じてください。
- キ 本件申請における関係機関・団体・近隣住民との調整・紛争等の解決については、事業者の責任において誠意をもって対応してください。
- ク 2027年度末までに、東京都福祉サービス第三者評価を受審してください。
- ケ 開所後は、少子化などの社会情勢に鑑み、入所率や運営状況を踏まえ、状況に応じて閉園に向けての協議をする場合があります。
- コ 事業の実施については、2026年5月の「第3期町田市子ども・子育て支援事業計画」の変更承認及び2026年第2回町田市議会においての6月補正予算の承認を条件とします。

10. 関係法令等

小規模保育事業所の整備に関して、それぞれ関係する法令・通知等を熟知し遵守するとともに、本要項に記載した条件を満たすこととします。

- ア 児童福祉法
- イ 子ども・子育て支援法
- ウ 建築基準法

- エ 都市計画法
- オ 消防法
- カ 建築物バリアフリー条例
- キ 東京都建築安全条例
- ク 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
- ケ 町田市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
- コ 町田市福祉のまちづくり総合推進条例
- サ 町田市景観条例

その他関係する法令等を遵守してください。

1 1. 担当部課

町田市役所 子ども生活部 子育て推進課 整備係

電 話 042-724-4467

FAX 050-3101-9459

Email mcity8300@city.machida.tokyo.jp